

諮問庁：国立研究開発法人国立国際医療研究センター

諮問日：平成29年3月7日（平成29年（独個）諮問第20号）

答申日：平成29年6月7日（平成29年度（独個）答申第14号）

事件名：本人に係る行動制限最小化委員会の審議記録に関連する文書の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

本人に係る「行動制限最小化委員会の審議記録」（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、「行動制限に関する一覧性台帳」（行動制限最小化委員会資料）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「センター」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年2月9日付け国際医セン発第290209001号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

行動制限最小化委員会の審議記録に係る処分の取消しを求める。

行動制限に関する一覧性台帳の開示請求をしたのではなく、私に対し行われた隔離、身体的拘束が妥当であったか、委員会で定期的に検討した記録を開示請求している。

（2）意見書

審査請求したのは行動制限最小化委員会審議記録である。にもかかわらず、理由説明書（下記第3）では請求者に係る背景及びこれまでに開示請求したものまで列挙されている。そのため、これらに係る意見も別紙にて述べる。

ア 行動制限最小化委員会記録の個人情報開示請求の経緯
（本答申では省略）

イ 理由説明書について

「本人に係る審議記録は存在しないが、委員会資料について本人の記録が記載されている行動制限に関する一覧性台帳を関連があるものとみなし、開示に問題がないと判断した。」と記載されている。

本人に係る審議記録が存在しないとは何を指すのか。私個人に対しての行動制限が検討されていなかったのか。それとも保有期間が満了し廃棄されているのか。

一覧性台帳はあくまでも個別ではなく総数であり、私の氏名が確認できるものではない。

「行動制限最小化委員会は院内設置が義務化されており、行動の制限は患者の人権侵害の観点から、その際の手続が厳格に規定され、過剰な行動制限が行われないよう、その妥当性を定期的にチェックして最小化しようというもの。」

個人情報開示請求に対し「法人文書」「保有個人情報」と名称が違っているのに開示される資料は同じもののよう。

審査請求をしているのはあくまでも委員会での検討記録である。存在しないなら、なぜ存在しないのか、その理由を求める。

ウ 請求者に係る背景についての意見及び資料

(本答申では省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求の経過

本件開示請求は、審査請求人が、平成29年1月17日付けで行った本件請求保有個人情報の開示請求に対し、センターが平成29年2月9日付国際医セン発第290209001号により行った決定を不服として、平成29年2月13日付けで審査請求されたものである。

2 請求者に係る背景

(本答申では省略)

3 経緯について

① 平成29年1月17日

請求者より、「看護師付添い散歩記録」、「本人に係る面会記録」及び「行動制限最小化委員会の審議記録」（本件請求保有個人情報）について保有個人情報開示請求書を受領

② 平成29年1月31日～

看護師付添い散歩記録及び面会記録については、既に診療録開示請求にて全てカルテ開示しているが、同内容に係るカルテを抽出したものを預かり、精査の上開示することとした。

行動制限最小化委員会の審議記録については、本人に係る審議記録は存在しないが、委員会資料について本人の記録が記載されている行動制

限に関する一覧性台帳を関連があるものとみなし、開示に問題がないと判断した。一覧性台帳については、本件とは別の請求に対し既に開示しているものと同様。ただし、部分開示とした理由は、当該入院患者以外のID番号及び患者氏名も記載があるため、問題ない開示方法であったと考える。

③ 平成29年2月9日

請求者へ開示決定通知及び開示方法申出書を発送。

④ 平成29年2月13日

本人より審査請求書を受領。審査請求内容としては、行動制限に関する一覧性台帳の開示請求をしたのではなく、本人に対して行われた隔離、身体的拘束が妥当であったかを委員会で定期的に検討した記録の開示を請求したいとのこと。

これに関して、該当の文書等は存在しないことをこれまでも担当者（特定病院）が伝えているが、度々種々の開示請求が行われている。

4 諮問庁としての考え方

請求者からの「本人に係る行動制限化最小委員会の審議記録」のうち、本人に係る記録はないが、行動制限一覧性台帳が利用されていることから、本人に係る部分については、開示に問題がないとして当該個人情報以外の部分について一部不開示とした開示決定通知を行った。

但し、今回の審査請求は、一部不開示としたことに対してではなく、本人の求める開示内容でないことに対する審査請求のようである。

※参考としてこれまでに開示請求があったものを準拠しておく。

■診療情報等開示請求

- ・特定日A 請求内容：入院診療録・レントゲン
- ・特定日B 請求内容：成年後見人制度の診断書
- ・特定日C 請求内容：褥瘡アセスメント等
- ・特定日D 請求内容：救急車収容メモ、褥瘡看護計画等
- ・特定日E 請求内容：特定日X検査結果報告書
- ・特定日F 請求内容：栄養管理計画書

■特定日G付け

法人文書開示請求「行動制限最小化委員会議事要旨及び資料」

■平成29年1月17日付け

保有個人情報開示請求「看護師付添い散歩記録、面会記録、行動制限化最小委員会の審議記録」すべて本人に係るもの)

■特定日H付け

保有個人情報開示請求「入院申込書」

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月12日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年5月23日 審議
- ⑤ 同年6月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示する原処分を行った。

審査請求人は、本件対象保有個人情報の外にも開示請求の対象として特定すべき保有個人情報があるはずであるとして、原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の特定に係る判断について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 行動制限最小化委員会について

行動制限最小化委員会は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び同法施行規則に基づき組織されており、毎月会議を開催して各病棟における個々の患者に対する行動制限の妥当性について審議している。同委員会の審議に際しては、各病棟の入院患者の氏名と当該患者に対する行動制限の期間・内容を一覧表形式で取りまとめたものである「行動制限に関する一覧性台帳」の外、統計資料が会議資料として作成・配布され、審議の内容は議事要旨として記録している。なお、審議の一言一句を記録する議事録は作成していない。

また、審議の中で特記すべき事項（過剰な行動制限についての指摘など）がある場合は、議事要旨には患者の氏名は記載せずに記録（単に「患者」と記載）し、その上で、該当の患者の入院診療録に当該事項を記録することとしている。

イ 本件対象保有個人情報の特定について

開示手続においては、恣意的に対象範囲を狭義に解釈することは法の趣旨に反するため、今回の請求に対しては、行動制限最小化委員会に関連する記録で審査請求人個人を客観的に特定できる全ての資料を特定し、開示決定の対象としている。

具体的には、上述の行動制限最小化委員会の資料のうち「行動制限に関する一覧性台帳」には審査請求人の氏名・患者番号と行動制限

の内容及び期間が記載されており、当該資料を用いて審査請求人に対する行動制限の妥当性について同委員会で審議が行われたことを示すものであることから、当該文書に記録された保有個人情報特定したものである。

審査請求人は「行動制限に関する一覧性台帳の開示請求をしたのではなく、私に対し行われた隔離、身体的拘束が妥当であったか、委員会で定期的に検討した記録を開示請求している」として、原処分における保有個人情報の特定に疑義を呈しているが、審査請求人については過剰な行動制限が指摘されるような事案はなかったため、入院診療録に行動制限最小化委員会についての記載はなく、また、同委員会の議事要旨にも該当の記載はないというのが実態であったことから、本件対象保有個人情報の外に特定可能な保有個人情報はないと判断したものである。なお、同委員会の議事要旨については、それ自体、審査請求人を含む各患者について審議の対象とされたという事実の記録を含むものではあるが、理由説明書（上記第3）においても述べた過去の開示請求等や本件における審査請求人とのやり取りを踏まえれば、既に審査請求人が入手・保有している同議事要旨が本件請求の趣旨に合致しないことは明らかであると考えられる。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、センターにおいて本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示した決定については、センターにおいて本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司